

# 千葉県報

定例  
令和8年6月5日

## 主要目次

- 解除予定保安林 道路区域の変更 道路の供用開始 建築基準法第八十六条第一項の規定による認定に係る同条第六項の計画に関する対象区域及び対象区域等を縦覧に供する場所 二
- 公告 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更 二
- 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 三
- 令和八年度製菓衛生師試験の実施 五
- 里山活動協定の変更の認定 五
- 企業局公告 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 六
- 病院局公告 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 六
- 特定調達公告 入札公告 六
- 落札者等の公告(二件) 六

## 告示

### 千葉県告示第三百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 解除予定保安林の所在場所
  - 八街市四木字東四木二一五番六、二三六番一、二三六番二、二三九番一、五一四番二、字北四木六二八番一、六二八番五、六二八番七、六二八番八、六五六番五から六五六番七まで、七九七番二、八〇六番、八〇七番、八一〇番一、八一〇番二、一、〇三二

- 番八、一、〇五四番四、一、〇五四番五、一、〇八〇番五、一、〇八〇番六、一、〇八〇番八、一、〇八〇番九、一、一九五番、字西四木一、二五五番一、一、四三六番、一、四三九番、一、四六二番、一、四九七番一、一、四九七番二、一、九二六番二、一、九二六番三、一、九二七番、一、九二八番、山田台字山田台六七番、一五七番一から一五七番三まで、一五七番五、一五七番六、二二一番一、二二一番二、二二一番三、二二一番四、二二一番五、四八九番一、四九〇番一、四九〇番二、六四八番一、字宮ノ原六九〇番一、七七〇番二、七七〇番四、七七〇番六、七七〇番七、八〇九番、八一〇番二、八一〇番三、八二八番、八五五番、八九八番、一、一九一番、冲字中冲八四七番三、字西冲一、八〇二番

- 一 保安林として指定された目的
- 二 風害の防備
- 三 解除の理由
- 指定理由の消滅

### 千葉県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
一 道路の種類 県道			
二 路線名 一宮停車場線			
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長			
長生郡一宮町 一宮字中川	前	九・四メートルから 九・九メートルまで	五三・二二メートル
二、五一四番			
一 地先から	後	一〇・六メートルから 一一・二メートルまで	五三・二二メートル
二、五一四番			
四地先まで			

### 千葉県告示第三百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和八年六月五日から次の道路の供用を開始する。

六月五日から三週間、縦覧に供する。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道一宮停車場線	長生郡一宮町一宮字中川二、五一四番一地先から二、五一四番四地先まで

千葉県告示第三百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により、建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合における当該一団地内において建築等をする一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。

その認定に係る建築基準法第八十六条第六項の計画に関する対象区域及び対象区域等を縦覧に供する場所は、次のとおりである。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 対象区域

印西市鹿黒字新山五四一番二

二 対象区域等を縦覧に供する場所

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

公 告

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等（令和七年八月十九日付け千葉県公告）で公告した入札参加資格審査の申請方法及び添付書類について、次のとおり変更する。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一 変更前の第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類の二及び三

二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書、審査項目調査書、契約実績調査及び許認可調書（以下「申請書等」という。）を印刷しなければならぬ。

三 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合にあっては、納税証明書、法人の登記事項証明書又は身分証明書等の提出を省略することができる。

1 申請書等

経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）

2 財務諸表（審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。）

4 納税証明書（全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者にあっては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。）

5 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書

6 申請者が個人である場合にあっては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書

7 営業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、許可証、認可証等の写し

8 国際規格等（ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21（一般財団法人持続性推進機構が認証するもの）をいう。以下同じ。）の認証を取得している者にあっては、当該認証に係る登録証等の写し

9 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し

10 技術者の資格免許等取得状況一覧表

11 代理人を定める場合にあっては、委任状

第二 変更後の第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類の二及び三

二 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合にあっては、納税証明書、法人の登記事項証明書又は身分証明書等の提出を省略することができる。

なお、提出書類の提出は、当該提出書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて、電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをいう。）をもつて行うことができる。

1 経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）

2 財務諸表（審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。）

3 納税証明書（全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者にあっては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。）

4 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書

5 申請者が個人である場合にあつては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書

6 営業に關し許可、認可等を必要とする場合にあつては、許可証、認可証等の写し

7 国際規格等(ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21(一般財団法人持続性推進機構が認証するもの)をいう。以下同じ。)の認証を取得している者にあつては、当該認証に係る登録証等の写し

8 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し

9 技術者の資格免許等取得状況一覧表

10 代理人を定める場合にあつては、委任状

三 削除

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等  
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七  
 条の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、県の発注する物品の購入又は  
 製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、  
 設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和十年三月三十一日までの間の一般競争  
 入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等  
 ついて次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協  
 定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成され  
 た政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格  
 に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものと  
 する。

一 施行令第六十七條の四第一項(施行令第六十七條の十一第一項において準用す  
 る場合を含む。)の規定に該当する者

二 施行令第六十七條の四第二項(施行令第六十七條の十一第一項において準用す  
 る場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされている者

三 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

第二 資格審査の基準日

入札参加資格のない者が随時に申請を行う場合の資格審査の基準日(以下「審査基準  
 日」という。)は、申請日とする。

第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類

一 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織  
 (知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に  
 係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を  
 使用した物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請(以  
 下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。

二 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を郵  
 送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者  
 が提出する場合にあつては、納税証明書、法人の登記事項証明書又は身分証明書等の  
 提出を省略することができる。

なお、提出書類の提出は、当該提出書類が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ  
 の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子  
 計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で作成されている場合には、電  
 磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて、電気通信回線を通じて情報が  
 送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録され  
 るものをいう。)をもって行うことができる。

1 経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)

2 財務諸表(審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。)

3 納税証明書(全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営  
 業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とす  
 る。ただし、県内に営業所等を有しない者にあつては、全ての千葉県税の納税証明  
 書を省略することができる。)

4 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書

5 申請者が個人である場合にあつては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明  
 書及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規  
 定する登記事項証明書

6 営業に關し許可、認可等を必要とする場合にあつては、許可証、認可証等の写し

7 国際規格等(ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21  
 (一般財団法人持続性推進機構が認証するもの)をいう。以下同じ。)の認証を取  
 得している者にあつては、当該認証に係る登録証等の写し

8 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し

9 技術者の資格免許等取得状況一覧表

10 代理人を定める場合にあつては、委任状

第四 資格審査の電子申請の時期

資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。

第五 電子申請等に用いる言語等

一 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I

S 第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがな若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL(ホームページのアドレスをいう。以下同じ。)については、この限りでない。

二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

四 各証明書は、電子申請を行った日前三箇月以内に発行されたものとする。

第六 資格審査及び等級区分

知事は、提出書類を提出した申請者について資格審査を行った結果、入札に参加する資格を有すると認めるときは、次に掲げる事項を数値により評価し、当該数値の合計により別表に定める等級に格付けをするものとする。

一 製造又は販売の実績

二 経営規模

1 自己資本の額

2 生産設備の額

3 常勤職員数

三 経営状況

1 流動比率

2 営業年数

四 その他

1 国際規格等の取得状況

2 障害者雇用状況

第七 物品等入札参加業者適格者名簿への記載及び資格の有効期間

一 第六による審査の結果に基づき入札に参加する資格を有すると認められた者(以下「入札参加資格者」という。)については、その氏名又は名称その他必要な事項を物品等入札参加業者適格者名簿に記載するものとし、その有効期間は、知事が指定する日から令和十年三月三十一日までとする。

二 一により物品等入札参加業者適格者名簿に記載された者については、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名、連絡先の電話番号、希望業種及び等級を公表するものとする。

第八 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するものとする。

第九 事業協同組合等(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。)の特

例 一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1 役員名簿

2 組合員名簿

3 適格組合(事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)にあつては、これを証する書類

二 適格組合が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員(以下「選択組合員」という。)に係る第三に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合に係る資格審査は、第六の一から三までに掲げる事項のうち、営業年数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により、その他の事項については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により行うものとする。

第十 変更等の届出

入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を電子情報処理組織を使用して知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 営業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL

三 入札参加資格者が法人の場合にあつては、その代表者の氏名

四 入札参加資格者が個人の場合にあつては、その氏名

五 代理人

六 希望業種(第一希望業種は変更できない。)

第十一 入札参加資格の取消し

一 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すものとする。

1 第一の一若しくは二に該当することとなつたとき、又は営業に関し必要とされる許可、認可等を失つたとき。

2 電子申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

3 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

二 入札参加資格者が第十による変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

三 一及び二により入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を物品等入札参加業者適格者名簿から抹消するものとする。

第十二 入札参加資格の停止

一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に

応じそれぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。

- 1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六箇月が経過する日まで
  - 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
  - 3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- 二 一により入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第十三 入札参加資格の更新に関する手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和十年四月一日以降の入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について別に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請書を提出すること。

第十四 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第十五 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三（二二三）二二二一

別表

等級別	審査数値
A級	七十点以上
B級	四十点以上七十点未満
C級	四十点未満

令和八年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号）第四条の規定により、令和八年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時及び場所

日	時	場	所
令和八年十月七日（水曜日）	午後二時から午後四時まで	千葉県教育会館（千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号）	

二 試験方法

筆記試験（実技に関する筆記試験を含む。）

三 受験願書の提出

1 提出方法等

受験願書の提出は、原則として、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。

なお、やむを得ず持参により提出する場合は、千葉県健康福祉部衛生指導課（千葉市中央区市場町一番一号）宛てに提出すること。この場合にあつては、令和八年七月三十一日（金曜日）までに同課に申し出て、受験願書の交付を受けること。

2 受付期間

受付期間は、令和八年七月二十七日（月曜日）から八月十日（月曜日）までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの（持参の場合は、同日午後五時までに提出されたもの）に限り受け付ける。

四 その他

この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課（電話〇四三（二二三）二六二六）に問い合わせること。

里山活動協定の変更の認定

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号）第十八条第一項の規定により、次のとおり里山活動協定の変更が適当である旨を認定した。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 里山活動協定の名称

立野里山活動協定

二 里山活動協定の目的となる土地の区域

市原市立野字関田台二八二番一

三 里山活動協定の変更の内容

1 変更前の里山活動協定の有効期間

平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで

2 変更後の里山活動協定の有効期間

平成二十八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

四 里山活動協定の変更の認定年月日

令和八年五月二十九

企業局公告

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、千葉県企業局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和八年六月五日

千葉県企業局長 横山 尚典

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和八年六月五日付け千葉県公告(物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県企業局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二二一

千葉県企業局管理部経理課契約班 電話〇四三(三〇七)一三九〇

病院局公告

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、千葉県病院局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和八年六月五日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 三三円

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和八年六月五日付け千葉県公告(物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県病院局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二二一

千葉県病院局経営管理課経営企画戦略室 電話〇四三(二二三)三九六七

特定調達公告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和八年六月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八